

成年後見制度における中核機関の整備について

1. 背景

単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加等により親族以外の者が後見人となるケースが増えている。また、法定後見における市区町村長申立ての件数も近年大幅に増加している。しかし、認知症高齢者の増加や障害者等、潜在的に後見制度が必要と思われる方が、十分利用されているとは言えない状況である。

このような状況の中、国が平成29年3月に策定した成年後見制度利用促進基本計画では、市町村は、地域における連携・対応強化の推進役として「中核的な機関（中核機関）」の整備に主体となって取り組む必要があるとしている。

2. 現在の区の取組

台東区での成年後見申立件数は例年70件から80件程度で推移しているが、この内、区長申立件数は令和2年度の5件から令和5年度には17件と増加傾向にある。

区では、令和5年3月に策定した台東区地域福祉計画に、成年後見制度利用促進基本計画を包含させ、地域連携ネットワークづくりに向けた取り組みとして、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の利用者と後見人等のサポート等を調整する中核機関を設置することとしている。

3. 中核機関の整備について

(1) 現状

中核機関には、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能が定められている。このうち、成年後見制度利用促進機能にある本人の状況に応じて適切な後見人を家庭裁判所に推薦するための受任者調整の支援については、専門職を交えた調整は行っていない。他の機能については、現在台東区社会福祉協議会と区で実施していることから、専門職を交えた受任者調整の支援を行うことで、台東区は社会福祉協議会の持つ機能と合わせて中核機関としての体制を整備することができる。

(2) 受任者調整の支援について

弁護士、司法書士、社会福祉士を交えた「検討支援会議」を立ち上げ、受任者調整の支援を実施する。検討支援会議では、本人の状況等に応じた支援方針や適切な後見人候補者の選定、審判後のモニタリング機能を担う。

4. 検討支援会議の運営について

(1) 構成員

①専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）

②区職員（成年後見制度利用関係部署）

③その他区長が必要と認める者

(2) 開催頻度

月1回

(3) 検討内容

現在、区長申し立ての件数が増加傾向にあることから、令和7年度については、区長申し立てを中心に検討し、状況を見ながら検討内容を拡充していく。

(4) その他

検討内容の拡充に向けては、権利擁護に関する様々な取り組みと連携させる必要性があるため、台東区社会福祉協議会と共に会議を運営する。

5. 予算額（案）

歳入 340千円

歳出 689千円

6. 今後の予定

令和7年4月 検討支援会議の実施（中核機関としての機能を整備）